

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

=目次=

1. 重大事故等情報=5件（5月22日～5月29日分）
 - (1) 乗合バスに乗用車が追突した事故
 - (2) 乗合バスの車内事故
 - (3) タクシーが歩行者をはねた事故
 - (4) タクシーと乗用車の衝突事故
 - (5) タクシーと乗合バスの衝突事故
2. 貸切バス事業者に対する集中監査の実施について
3. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
4. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
5. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
6. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
7. 大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています！（関東運輸局がプレスリリース）
8. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
9. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
10. トラックの保有車両数が5両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
11. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！



【1. 重大事故等情報=5件】（5月22日～5月29日分）

(1) 乗合バスに乗用車が追突した事故

5月22日（木）午後2時43分頃、福岡県内のバス停留所において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客を降車させるために停止したところ、後方から走行してきた普

通乗用車に追突された。

この事故により、当該バスの運転者と乗客10名が軽傷を負ったほか、追突した乗用車の運転者も軽傷を負った模様。

(2) 乗合バスの車内事故

5月29日(木)午後1時26分頃、長崎県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客7名を乗せて運行中、バス停留所にて乗降扱いを終え発車した際に、当該バス停から乗車した乗客が転倒した。

この事故により、当該乗客が座骨骨折の重傷を負った。

事故当時、当該バスの運転者は、当該乗客の着席を確認しないまま発車したため、発車の反動でバランスを崩し転倒した模様。

(3) タクシーが歩行者をはねた事故

5月24日(土)午前1時57分頃、広島県内の国道において、同県に営業所を置くタクシーが空車にて走行中、車道を歩いていた歩行者をはねた。

この事故により歩行者の男性は死亡した。

現場は片側3車線の緩やかな右カーブで、歩行者は信号及び横断歩道のない車道を路側から中央分離帯へ向け歩行しており、タクシーは歩行者を発見したが、よけられず車両左側前方と衝突した。

当該事故地点は街灯もなく、中央分離帯は植え込み等があり、歩行者の発見が遅れた模様。

(4) タクシーと乗用車の衝突事故

5月25日(日)午前1時23分頃、京都府内の市道において、同府内に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、信号のない交差点に進入したところ、当該タクシーから見て、左側から交差点に進入してきた乗用車と出会い頭に衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客が頭部及び腰部を強打し入院する重傷、当該乗用車の運転者が頸部捻挫の軽傷を負った。

一時停止の状況については、現在調査中。

(5) タクシーと乗合バスの衝突事故

5月25日(日)午後1時頃、大阪府内の交差点において、同府に営業所を置くタクシーが乗客3名を乗せ、当該交差点を右折した際に、直進してきた広島県に営業所を置く高速乗合バス(乗客10名)と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客1名が重傷、他2名の乗客と当該バスの乗客1名が軽傷を負った。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03punishment/baseline.html>



【7. 大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています！（関東運輸局がプレスリリース）】

トラックの死亡事故については、過去に大型トラックの左折事故が社会問題となり左折巻き込み防止装置対策などの車両安全対策が施されてきましたが、今般、関東運輸局管内における平成24年に発生した事業用自動車の事故状況について分析を行ったところ、依然として大型トラックが左折時に自転車や歩行者を巻き込む死亡事故が多発していることが判明しました。

当該事故について事故要因調査を行ったところ、年数の経過とともに事業者や運転者の左折時における危険認識が薄れてきており、また、運転者席からの視界を確保するために左扉の下部に設けられた窓を柵等により遮り死角が増大するなど安全機能を損なっていることが事故要因であると思われます。

このため、関東運輸局は関係事業者に対して左折時の危険性について周知指導するとともに再発防止策の徹底を図っていくこととしています。

詳しくは、関東運輸局のホームページをご覧ください。

→ http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1312/cs_p131218.pdf



【8. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成24年4月29日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後2年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成25年4月2日に公表しましたのでお知らせ致します。

（各検討会）

- ・「バス事業のあり方検討会」
- ・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」



【11. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思えます。今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

〔掲載マニュアル一覧〕

- ・ H24 年 4 月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・ H24 年 3 月：トラック追突事故防止マニュアル
- ・ H23 年 7 月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・ H22 年 7 月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・ H21 年 10 月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
- ・ H20 年 7 月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- ・ H19 年 6 月：SAS対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

【参考】

*自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

*自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・ フリーダイヤル受付 0120-744-960
(平日 9:30~12:00 13:00~17:30)
- ・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

*** 自動車のリコール等の通知等があったときは！**

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

